

外国法人に対する過少資本税制の適用について

税理士 小沢 進

〔事例〕

当社は米国法人であるが、その関連子会社（米国法人）は日本に100%出資の子会社を有している。

このたび、当社はこの日本の子会社に出向する者の住居を確保することを目的として、東京都内の都心のマンションの一部（2世帯分）を購入することとなった。当該マンションを所有することにより、当社は、このマンションに係る課税所得金額の申告が必要とされるが、その際マンションの購入資金は、当社の親会社からの借入金によることとなるので、当社のマンション所有に係る課税所得の算定上、過少資本税制に基づく親会社からの借入金に係る利子についての損金算入が否認されることはないかと懸念している。

なお、このマンションの維持等に関しては日本の不動産会社に一切を委託することとなる。したがって、当社は、日本においては、単にマンションを保有し、これを関連会社の社員の住居に供することとなるので、日本に恒久的施設はないものと考えている。

〔ポイント〕

外国法人に対する過少資本税制は、国内において事業を行う外国法人に対してのみ適用されることとされていることから、当該外国法人のマンションの保有及びその貸付けの行為が、国内における事業の遂行に当たるか否かがポイントとなる。

〔検討〕

過少資本税制は、外国法人に対しても適用されるが、その対象となる外国法人は、国内において事業を行うものに限定される。

したがって、一般的には、わが国に支店・事務所等のいわゆる恒久的施設を有する外国法人がその適用の対象とされるが、恒久的施設を有していない場合であっても、事業を行っているケースもあり得ることから、個々の案件ごとに事業の遂行の有無の判定が必要とされる。

本事例のように、2世帯程度のマンションの所有の場合であって、かつ、そのマンションの維持について第三者である不動産業者に委託を行っているような場合には、当該外国法人はわが国に恒久的施設有りとする判定はないものと思われる。

ところで、法人税法上国内源泉所得の規定に関しては、事業から生ずる所得についての区分を行っているが、外国法人が受領する不動産の貸付けによる対価は、源泉徴収の対象とされるものとしているものの、その貸付けにより生ずる所得が、事業から生ずる所得に該当するか否かについては特に規定はなく、また過少資本税制においてもその区分に関する規定は特に設けていないことから、個々の案件の実態に則して事業を行っているか否かの判定がなされるものと考えられる。

個人の所得税に関しては、所得を種類別に定めてその課税関係を定めていることから事業所得の該当の有無を定める扱いがあるが、法人についてはその定めがない。

事業の意義を広義に解すれば、法人の行う取引はすべて事業の遂行に係るものでその取引か

ら生ずる所得は、事業から生ずるものとされ得るが、過少資本税制においては、外国法人に対するその税制の適用は、わが国において事業を行う外国法人に限定していることから、そこには、一定の基準に基づいてわが国において事業を行う者に該当するか否かの判定が必要とされよう。

事業の遂行には、通常一定の人員、一定の施設及び継続的な業務の遂行等が必要とされるが、本事例のようにわが国には、従事員は存しないこと、またそのマンションの維持については第三者にすべてを委託することも可能なような場合には、当該外国法人は、わが国において事業を行う者に該当しないとする扱いが妥当ではないかと思われる。

結論としては、貴社に対する過少資本税制の規定の適用はないものと考えられる。



キャッシュ・フロー計算書の理論と作成実務

青山監査法人代表社員・公認会計士 友田 和彦 著

- 好評を博した旧著「キャッシュ・フロー計算書の理論と作成実務」を大幅に加筆、訂正！
- 新財務諸表等規則の内容を反映させるとともに、読者の質問や筆者の講演会等での経験を踏まえ、設例による解説も大幅増！！

◇ 財経詳報社

B5判・定価3,360円(税込)